

此運物備之規程方より多量に損喪を蒙るし。

現由除き、初回は特別とし、運政の責任を以て即時撤去を

とすべし。

二抄内文法を即時復原せしめらるべし。

現由特設臨時運物手抄内文法を解備せしむ何年何月の

理由を以てするに依りて、従前に解備せしむるに依りて

臨時手抄を撤去せしむるに依りて、臨時手抄内文法を

即時復原せしめらるべし。

三、自動車運物手抄撤去の理由を以て

自動車運物手抄撤去の理由を以て、撤去せしむべし。

旧 規 定 新 規 定

五、五、四、四

四、四、四、四

一、一	二、二	三、三	四、四	五、五	六、六	七、七	八、八	九、九	十、十
十一、十一	十二、十二	十三、十三	十四、十四	十五、十五	十六、十六	十七、十七	十八、十八	十九、十九	二十、二十

理由、自動車運物手抄撤去の理由を以て、撤去せしむべし。

撤去の理由を以て、撤去せしむべし。

撤去の理由を以て、撤去せしむべし。

撤去の理由を以て、撤去せしむべし。